

優良浄化槽保守点検業者登録申請 チェックリスト

通常の申請に加え、次の書類が必要となります。

◎優良浄化槽保守点検業者認定の対象

次の基準を満たしていること。

- (1) 遵法性
 - 過去5年間に於いて、登録の取消しや停止命令、改善措置命令等の不利益処分を受けていないこと。
- (2) 事業の透明性
 - 申請の前日までに、インターネットを利用する方法により以下の情報を公表していること。
 - ・ 氏名又は名称、住所
 - ・ 営業所の名称及び所在地
 - ・ 設立年月日、資本金又は出資金
 - ・ 代表者、役員の名氏及び就任年月日
 - ・ 営業区域に係る市町村名
 - ・ 浄化槽保守点検業の内容
- (3) 財務体質の健全性
 - 次の税及び保険料を滞納していないこと。
 - ・ 法人税、消費税、住民税(県民税及び市町村民税をいう。)、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料並びに労働保険料
- (4) 継続性
 - 5年以上、県内に於いて浄化槽保守点検業を営んでいること。
 - 当該登録の申請日の年度(4/1～9/30は前年度)の前2年度のいずれかの年度において、年150回以上の浄化槽の保守点検を行っていること。
- (5) 受託する浄化槽管理者の遵法性
 - 当該登録の申請日の年度(4/1～9/30は前年度)の前2年度のいずれかの年度において、保守点検を行った合併処理浄化槽のうち、法定検査(7条、11条)、保守点検及び清掃が全て実施されている浄化槽の割合が知事が定める割合以上であること。
 - 今後5年間の事業計画を作成すること。(登録申請書に添付する。)
- (6) 研修の受講
 - 所属する浄化槽管理士が、県等が主催する研修会に2年に1度以上、参加していること。

書類	項目	内容	チェック欄
誓約書	—	法人名及び代表者氏名を記入していますか。	
		代表者名は代表者の自署としてください。(代表者印で代えることも可。)	
		欠格要件に該当しないことに加え、基準のうち、(1)、(4)～(6)を満たしていることを確認すること。	
納税証明書等	・法人税、消費税、地方消費税	税務署発行の納税証明書(その3の3)で未納がないことが証明されていますか。	
	・県民税、事業税、不動産取得税	県税事務所の納税証明書で未納がないことが証明されていますか。	
	・市町村民税、固定資産税、事業所税、都市計画税	市役所又は町村役場発行の納税証明書で未納がないことが証明されていますか。 未納がないことを証明できない場合は、現登録期間(3年又は5年分)又は発行可能な期間すべての納税証明書ですか。	
	・社会保険料	年金事務所発行の社会保険料納入証明書(直近2年分)ですか。	
		複数の営業所が登録されている場合は、すべての営業所分が揃っていますか。	
	・労働保険料	愛知労働局発行の労働保険料・一般拠出金納付証明書ですか。	
複数の営業所が登録されている場合は、すべての営業所分が揃っていますか。			
Webサイトの画面の印刷物	—	基準の内容が確認できるWebサイトの印刷物であること。	
		URLが印刷されていること。(印刷されていない場合は、手書きで記入しても構わない。)	
今後5年間の事業計画	—	任意の書式によるもので、基準にある数値以上の目標を掲げる事業計画ですか。	
		申請時において、基準にある数値を満足する場合は、現状維持以上の目標ですか。	
様式第1(別紙1, 2) 様式第2	—	一宮市の登録も希望する場合は、一宮市の内容も記載していますか。	

上記の書類を3部[※](正本・副本・写し)用意しましたか。
[※]一宮市での登録も希望する場合は、4部提出してください。

○更新登録には30,000円分の愛知県収入証紙が必要です。(申請書に貼り付けないでください。)
 (注意)既に愛知県に登録がある保守点検業者が優良保守点検業者登録申請を行う場合は、更新登録(手数料30,000円)となります。